

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[道路局 道路調査課]

事業名
12款 1項 3目
道水路等境界調査事業

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	12-1-3 1
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	使用料及び手数料	市債	一般財源
令和3年度	105,216	0		3,694		101,522
補助事業 単独事業	105,216	補助率 %		3,694		101,522
令和2年度	105,487			3,965		101,522
増△減	△ 271	0	0	△ 271	0	0

歳出		平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算	事業費	92,381	83,437	75,487
市債+一般財源		88,067	79,260	71,334
決算	事業費	103,828	102,526	79,361
市債+一般財源		99,722	98,862	76,049

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	105,216	105,216
市債+一般財源		101,522	101,522

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

道水路等に隣接する土地所有者から申請を受け、調査・測量し、土地所有者の立会い協議のうえ境界を確定・復元します。設置した境界標に基づき、「道水路等境界調査図」を作成し、一般の閲覧に供するほか、不動産取引・土地登記などで必要とされる境界に係る証明書として発行します。

また、境界調査に係る資料はマイクロフィルム化し、後日境界に係る疑義が生じた場合や、争訟等に備えて保存します。

根拠・データ等

道路法及び同法施行規則

【令和3年度実施内容と期待される効果】

① 道水路等境界調査

本市が管理する道路、水路等に接する土地の境界を調査、測量及び立会の上確定し、境界標を設置するとともに、境界標が毀損等した場合には復元し、市内に推定50万本ある境界標を保全することで、本市が管理する道水路等の範囲を明らかにします。

確定した境界調査の成果は、道路法により道路管理者に作成が義務付けられている道路台帳区域線図に反映させます。

② 境界標保全業務 (道路台帳図等の謄本・証明の交付)

道路と隣接する土地所有者から、道路等との境界に係る証明の申請があった場合には、証明を必要とする道路等について測量していただき、境界標について滅失・毀損・移動が判明したときは、復元が完了した後に証明を交付することで、境界標を保全します。

③ 境界調査資料マイクロ化及び電子化

境界調査関係の30年(永年)保存文書のデータについて一元管理を行うため、境界調査資料及び道路台帳図面補正作業関係資料をマイクロフィルム化し、同時に電子化します。

【実績及び今後見込み】

	27年度 実績	28年度 実績	29年度 実績	30年度 実績	元年度 実績	2年度 見込	3年度 見込	4年度 見込
境界調査申請件数	256	206	185	156	116	182	152	152
境界調査完了件数	223	174	169	141	88	161	133	133
謄本交付件数	2,463	2,464	2,422	2,257	2,358	2,381	2,346	2,346
境界承認件数	3	0	1	1	1	1	1	1
写し証明交付件数	1,645	1,572	1,635	1,820	1,916	1,676	1,790	1,790
手数料収入(千円)	4,227	4,125	4,107	3,663	3,312	3,965	3,694	3,694

【事業費の内訳】

	3年度	2年度	差引	説明
境界調査委託等		92,300		
境界調査資料マイクロ化及び電子化		4,500		
事務費	8,516	8,687	△ 171	
			0	
合計	105,216	105,487	△ 271	

【事業スケジュール】

通年

【事業開始年度】

明治22年

【根拠法令】

道路法及び同法施行規則、道水路等の境界調査に関する規則

【根拠とするデータ等】

道水路等境界調査委託実績調査、境界調査処理状況報告書

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 内田昭博	係長 足立 吉信	調査係 富士原昌彦
--------------------	------------	-------------	--------------

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

局 課
事業名
12款 1項 3目
道路台帳整備事業

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	12-1-3 2
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	測量復旧費負担金等	道路占用料	市債	一般財源
令和3年度	209,435	0		2,981	183,724		22,730
補助事業							
単独事業	209,435	補助率 %		2,981	183,724		22,730
令和2年度	209,275			2,615	119,047		87,613
増△減	160	0	0	366	64,677		△ 64,883

歳出		平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費		160,540	175,173	181,712
算 市債+一般財源		158,571	143,212	129,389
決 事業費		137,729	144,948	150,980
算 市債+一般財源		134,474	110,801	124,407

歳出		令和4年度	令和5年度
予 事業費		214,435	214,435
算 市債+一般財源		87,613	87,613

方針の確認/決裁
有 () ・無 ()

【事業の目的・必要性】

- 道路法に定められた道路台帳・調書の調製、閲覧及びシステム運用
- 道路法に定められた道路統計調査
- 地方交付税法に定められた基準財政需要額の算定基礎数値の算出
- 地理空間情報活用推進基本法に基づく道路局内統合型GISの整備及び運用
- 道路台帳閲覧システムに道水路等境界調査図を搭載するための改修

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- 道路局内統合型GISを活用して、道路台帳をはじめとした道路に関する情報の一元化を行うことで維持管理の高度化を図っている。
- 道路台帳閲覧システム及び「よこはまのみち」を整備し、一般の閲覧に供することで市民サービスの向上を図っている。
- 公共基準点を整備・保全することで、民間における土地利用・土地活用の促進や、測量費用の抑制が図られるほか、本市における様々な公共事業における公共測量費の抑制や、道路台帳の調製に必要な道水路等境界調査に活用されている。
- 地方交付税法への対応が適切に行われる。

【実績及び今後見込み】

		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
		実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込
道路台帳補正審査	件数 (件)	225	206	214	178	200	205	205
道路台帳閲覧システム	印刷枚数 (枚)	216,788	212,485	213,820	221,665	221,665	217,285	217,285
インターネット行政地図情報システム「よこはまのみち」	閲覧件数 (件)	663,334	639,359	609,215	641,054	641,054	638,803	638,803
横浜市公共基準点管理保全作業	再設置数 (点)	145	199	121	119	138	144	144

【事業費の内訳】

《歳出》 (単位：千円)

区分	3年度	2年度	差引	説明
報酬	4,648	4,443	205	
期末勤勉手当	863	982	△ 119	
共済費	804	937	△ 133	
費用弁償 (通勤手当)	383	269	114	
委託料	192,586	195,764	△ 3,178	システム更新完了による減
事務費	10,151	6,880	3,271	道路台帳閲覧システム機器リース料及び通信費等の追加による増
合計	209,435	209,275	160	

《歳入》 (単位：千円)

区分	3年度	2年度	差引	実績	元年度	30年度	29年度
測量標復旧費負担金				予算額	2,016	1,780	1,788
16款1項6目(1)	2,965	2,598	367	決算額	2,130	3,803	2,961
WEB広告料				予算額	294	168	168
24款5項10目(4)	0	0	0	決算額	336	336	294
社会保険料納付金				予算額	13	13	13
24款5項14目(2)	16	17	△ 1	決算額	2	8	8
(小計)	2,981	2,615	366				
道路及び付属物占用料				予算額	50,000	-	-
17款1項9目(1)	183,724	119,047	64,677	決算額	24,105	-	-
合計	186,705	121,662	65,043				

【事業スケジュール】

通年

【事業開始年度】

横浜市公共基準点：昭和60年度から使用開始
道路台帳閲覧システム：平成14年度から運用開始
道路局内統合型GIS：平成26年度から運用開始

【根拠法令】

道路法、地方交付税法、地理空間情報活用推進基本法

【根拠とするデータ等】

道路法に規定された事業であるため、定量的なデータ算定不可

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	道路台帳係
	内田 昭博	泉 千明	土井 翔太